

答 申 第 6 号
平成26年9月9日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芝 池 義 一

芦屋市個人情報保護条例第40条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成26年1月24日付け芦総課第3250-1号による下記の諮問について、以下のよう
に答申します。

記

申出人が平成24年度の所有不動産評価額に関して芦屋市固定資産評価審査委員会
（以下「委員会」という。）へ審査申出を行い、平成25年2月及び3月に芦屋市長
の説明を求める反論書を委員会に提出したことに係る固定資産税係での、

- 1 上記の反論書写し
- 2 この反論書に係る弁明書（説明書）
- 3 上記審査申出及び反論書に関する書記との会話とその記録

の個人情報開示請求についてなされた平成25年12月19日付け個人情報不
存在決定処分に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市長（以下「実施機関」という。）が、平成25年12月19日付け芦総課第3040号で行った個人情報不存決定処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成25年12月9日付けで芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）（以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、個人情報開示請求を行ったことに対し、実施機関が行った平成25年12月19日付け個人情報不存決定処分（芦総課第3040号）を不服として、平成26年1月12日付けで処分の取消しを求め異議申立てを行ったものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 申立人が開示を求めているのは、申出人が提出した反論書の写しである。芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）を通じて申立人所有不動産評価額の詳しい内容について事実関係等の確認を求め、反論書として提出しており、その写しは当然に実施機関に送達されているところである。
- (2) この芦屋市長に確認を求めた重要な反論書写しが実施機関に保存されていないことは、過去10年間の事例からしても考えられない。異常なことである。担当固定資産税係長が紛失されたのか、あるいは何か特別の事情が生じたのか、その理由を明確にされて速やかに当該文書の写しなどを開示すべきである。
- (3) 委員会書記は、芦屋市のエリート官僚であった前部長と前課税課長の2名で、本件に関して当該書記は、固定資産税係長とは齟齬なく、連絡を緊密に行っているところから、当然に当該記録は存在しており、相互連絡の事実など速やかにアウトプットの上、申立人に開示することを求める。

第3 実施機関の主張要旨

委員会から開示請求に係る反論書の写しを収受した事実はなく、弁明書も作成しておらず、記録も存在しないため不存とした。

なお、委員会書記に、申出人から提出された反論書を課税課固定資産税係に送付しないケースがあるか平成26年1月21日に確認したところ、一般的に委員

会が弁明を求める必要がないと判断した場合は、反論書を送付しない場合があるとの回答があった。

第4 審査会の判断

異議申立人が個人情報開示請求をした文書は次のとおりである。

申出人が平成24年度の所有不動産評価額に関して委員会へ審査申出を行い、平成25年2月及び3月に芦屋市長の説明を求める反論書を委員会に提出したことに関する固定資産税係での、

- 1 上記の反論書写し
- 2 この反論書に係る弁明書（説明書）
- 3 上記審査申出及び反論書に関する書記との会話とその記録

当審査会から委員会に照会したところ、2月に送付された反論書には、実質的な反論には当たらない内容及び以前に提出されたものと同内容の反論が記載されていたため実施機関に弁明を求める必要がないと判断したこと、また、3月に送付された反論書は、委員会が審査申出に対する決定をした後に送付されてきたため、実施機関にこれらの写しを送付しなかったと説明している。これら委員会の説明と反論書の写しを収受しておらず上記1、2及び3の請求文書を保有していないとする実施機関の説明は不自然でなく首肯できる。よって実施機関が不存在決定処分をしたことは妥当である。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 1月24日	諮問書の受理
平成26年 5月22日	第1回審議
平成26年 6月24日	第2回審議
平成26年 7月18日	異議申立人の意見陳述 第3回審議
平成26年 8月 5日	芦屋市固定資産評価審査委員会の意見聴取 第4回審議
平成26年 9月 9日	第5回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
芝池 義一	関西大学大学院法務研究科教授	会 長
武田 雄三	弁護士	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	